

令和4年1月18日

東近江市長 小椋正清様

東近江市環境審議会
会長 仁連孝昭

第2次東近江市環境基本計画の中間見直し及び排水基準の一部
改正について（答申）

令和3年10月20日付け東環第1139号で諮問のあった標記の件について、当審議会で
慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 第2次東近江市環境基本計画の中間見直しについて

別冊の「第2次環境基本計画（中間見直し）（案）」のとおりとし、計画の策定及び推進に当たっては次の意見に留意されるよう要望します。

- (1) 現計画の目標は高い目標値であるが、市民、事業者、行政が協力し目標達成に向けて引き続き取り組んでいかれたい。
- (2) 環境基本計画について広く市民に周知を図り、環境課題へ関心を持ち取組に参加されるよう情報発信に努められたい。
- (3) 生物多様性地域戦略とエネルギー戦略の策定が基本計画の推進にとって重要で、その検討が必要である。

2 排水基準の一部改正について

国の水質汚濁防止法の排水基準見直しに伴う変更及び湖沼水質保全特別措置法との規制重複に伴い廃止するものであり、妥当と認める。